

豊島区立学校安全衛生委員会設置要綱

〔令和4年3月14日
指導課長決定〕

制定 平成20年4月22日

改正 平成28年4月1日

全部改正 令和4年3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区立学校（以下「学校」という。）に勤務する教職員（豊島区立学校衛生管理者等設置要綱第2条第2号に規定する教職員をいう。以下同じ。）の健康障害の防止及び衛生に関する事項を調査審議するため、豊島区立学校安全衛生委員会及び学校安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害等の原因の調査及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関すること。
- (4) 健康診断の結果及びその対策に関すること。
- (5) その他安全及び衛生上必要なこと。

(設置)

第3条 委員会の設置は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会に豊島区立学校安全衛生委員会を置く。
- (2) 原則として常時使用する労働者数が50人以上の学校（別表）に、学校安全衛生委員会を置く。

(構成)

第4条 豊島区立学校安全衛生委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者（豊島区立学校衛生管理者等設置要綱第4条第1号に規定する者） 一人
- (2) 衛生について関連を有する職にある者 七人以内
- (3) 衛生管理医師（豊島区立学校衛生管理者等設置要綱第4条第3号に規定する者）

一人

- (4) 衛生について経験を有する職にあるもの 八人以内
- 2 学校安全衛生委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 学校安全衛生管理者（豊島区立学校衛生管理者等設置要綱第4条第4号に規定する者） 一人
- (2) 衛生管理者（労働安全衛生規則に基づく衛生管理者規程第一条の資格を有する者のうち、校長が指名した者） 一人
- (3) 学校産業医（豊島区立学校衛生管理者等設置要綱第4条第3号に規定する者） 一人
- (4) 安全又は衛生に関し経験を有する者のうち、校長が指名した者 三人以内

(選任)

- 第5条 前条第一項第二号及び第四号に掲げる委員の選任は次のとおりとする。
- (1) 第二号の委員は、教育委員会が選任する。
- (2) 第四号の委員は、教職員で構成する職員団体の推薦に基づき教育委員会が選任する。
- 2 前条第二項第二号及び第四号に掲げる委員の選任は次のとおりとする。
- (1) 第二号の委員は、校長の指名に基づき教育委員会が選任する。
- (2) 第四号の委員は、学校が選任する。

(任期)

- 第6条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第7条 議長は、次のとおりとする。
- (1) 豊島区立学校安全衛生委員会 総括安全衛生管理者をもって充てる。
- (2) 学校安全衛生委員会 学校安全衛生管理者をもって充てる。
- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代理する。

(開催)

- 第8条 議長は、次のとおり委員会を開催する。
- (1) 豊島区立学校安全衛生委員会 必要があると認める場合に委員会を開催する。
- (2) 学校安全衛生委員会 原則として毎月1回開催する。
- 2 議長は、委員の三分の一以上から要求があった場合には、速やかに委員会を開催しなければならない。

(定足数)

第9条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(表決)

第10条 委員会が議決を行う場合は、出席委員全員の一致によるものとする。

(委員以外の者の出席等)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は、教育委員会事務局教育部指導課に置く。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（平成27年3月31日豊島区教育委員会規則第10号）の規定により、指導課長決定とする。

別表（第3条関係）

学校名	
豊島区立池袋本町小学校	
同	南池袋小学校
同	西池袋中学校

豊島区立学校衛生管理者等設置要綱

〔令和4年3月14日〕
指導課長決定

制定 平成20年4月22日

改正 平成27年4月1日

全部改正 令和4年3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区立学校に勤務する教職員の健康を確保し、健康障害を防止するため、総括安全衛生管理者、衛生管理者、衛生管理医師、学校産業医、学校安全衛生管理者、衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 豊島区立小学校、中学校（以下「学校」という。）をいう。
- (2) 教職員 学校に勤務する、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員及び豊島区（以下「区」という。）職員をいう。

(衛生管理者等の設置)

第3条 豊島区立学校安全衛生委員会設置要綱（平成20年4月22日教育指導課長決定。以下「委員会要綱」という。）第3条第1項第1号に掲げる豊島区立学校安全衛生委員会に設置する衛生管理者等は、次のとおりとする。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 学校安全衛生管理者
- (4) 衛生管理医師
- (5) 衛生推進者

2 委員会要綱第3条第1項第2号に掲げる学校安全衛生委員会（以下「別表委員会」という。）に設置する衛生管理者等は、次のとおりとする。

- (1) 学校安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 学校産業医

(衛生管理者等の選任)

第4条 衛生管理者等の選任は、次の各号による。

- (1) 総括安全衛生管理者は、豊島区教育委員会事務局教育部長の職にある者を充てる。
- (2) 衛生管理者は、法令に定める資格を有する者のうちから、学校安全衛生管理者が推薦し、教育委員会が選任する。ただし、第3条第1項に掲げる衛生管理者については、資格を問わない。
- (3) 衛生管理医師及び学校産業医は、産業医の要件を備えた医師のうちから教育委員会が選任する。
- (4) 学校安全衛生管理者は、区立学校長の職にある者を充てる。
- (5) 衛生推進者は、衛生に係る事務を担当するために必要な能力を有すると認められる者のうちから、学校安全衛生管理者が推薦し、教育委員会が選任する。

(総括安全衛生管理者の職務)

第5条 総括安全衛生管理者は、第3条第1項及び第2項に掲げる学校安全衛生管理者を指揮し、次に掲げる事項（以下「衛生管理事項」という。）を総括管理する。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 教職員の衛生のための教育の実施に関すること
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進を図るための措置に関すること
- (4) 公務災害等の原因の調査及び再発防止対策で、安全又は衛生に係るものに関すること
- (5) その他教職員の安全又は衛生に関すること

(衛生管理者の職務)

第6条 衛生管理者は、衛生管理事項のうち、衛生に関する技術的事項を管理する。

- 2 衛生管理者は、職場を巡回し、衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止する措置を講じなければならない。
- 3 衛生管理者は、前項の措置を講じたときは、総括衛生管理者に報告しなければならない。
- 4 衛生管理者は、公務災害及び健康障害等を防止するため必要があると認めたときは、学校管理者に意見を述べることができる。

(衛生管理医師の職務)

第7条 衛生管理医師は、次の各号に掲げる事項を処理する。この場合において、衛生管理医師は、当該事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、衛生管理者に対して必要な指導及び助言をそれぞれ行うことができる。

- (1) 健康診断の実施及び教職員の健康管理に関する事項のうち、医学的技術的事項の処理に関すること。
- (2) 衛生教育その他教職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
- (3) 職場巡視に関すること。
- (4) 教職員の保健指導及び健康相談に関すること。
- (5) 教職員の健康の確保並びにその改善に関する実施計画及び立案に参加すること。

(学校産業医の職務)

第8条 学校産業医は、次の各号に掲げる事項を処理する。この場合において、学校産業医は、当該事項について、学校安全衛生管理者に対して勧告し、衛生管理者に対して必要な指導及び助言をそれぞれ行うことができる。

- (1) 健康診断の実施及び教職員の健康管理に関する事項のうち、医学的技術的事項の処理に関すること。
- (2) 衛生教育その他教職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
- (3) 職場巡視に関すること。
- (4) 教職員の保健指導及び健康相談に関すること。
- (5) 教職員の健康の確保並びにその改善に関する実施計画及び立案に参加すること。

(学校安全衛生管理者の職務)

第9条 学校安全衛生管理者は、衛生管理者又は衛生推進者と協力して、所属の教職員の衛生管理事項を実施する。

- 2 学校安全衛生管理者は、所属の教職員の健康障害の防止のための必要な措置を講じなければならない。

(衛生推進者の職務)

第10条 衛生推進者は、衛生管理事項を処理する。

- 2 衛生推進者は、教職員の健康障害の防止のための必要な措置を処理する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（平成 27 年 3 月 31 日豊島区教育委員会規則第 10 号）の規定により、指導課長決定とする。